

平成24年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成24年9月3日（月曜日）午前9時6分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第2号 財政健全化判断比率等について
- 日程第5 諮問第1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第36号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第37号議案 教育委員会委員の任命について
第38号議案 相見駅自由通路整備の工事費精算について
- 日程第6 第39号議案 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正について
第40号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第41号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第42号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第43号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第44号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第45号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第46号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第47号議案 平成24年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について
認定第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	中根秋男君	2番	杉浦あきら君	3番	志賀恒男君
4番	鈴木雅史君	5番	中根久治君	6番	都築一三君
7番	浅井武光君	8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君
10番	夏目一成君	11番	笹野康男君	12番	内田等君
13番	丸山千代子君	14番	伊藤宗次君	15番	大獄弘君
16番	池田久男君				

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君
監査委員	羽根渕保博君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回幸田町議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

初秋を迎えたとはいえ、依然として厳しい残暑が続いております。秋のさわやかな涼風に早く当たりたいものです。各位におかれましては、健康管理には十分御留意いただきたいと思っております。

一昨日は本町の総合防災訓練が実施されました。本町も南海トラフ巨大地震の被害想定区域内にあります。国は最悪で死者32万3,000人と発表しました。災害の備えについて万全にしたいと思っております。

本定例会に提出されました議案等は、お手元の議案目録のとおり、報告第2号 財政健全化判断比率等についてを初め、平成24年度補正予算並びに平成23年度決算認定など、あわせて23件であります。特に決算認定は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、町民にかわって政策、行政効果を評価・監視する極めて重

要な意味があります。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため、十分な審議を行い、町民の負託にこたえるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる御審議と円滑なる議会運営に格別の御協力をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

お諮りいたします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク社が、取材で議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集にあたりまして、町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

連日、大変暑い日が続いておりますけれども、9月に入りまして、このところ若干朝夕涼しくなってきたように思っております。

本日ここに、平成24年第3回の幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、早朝より御出席いただきまして、大変ありがとうございます。平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして何かと御指導、御高配を賜っており、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、今回の定例会に提案させていただきます議案は、人権擁護委員の推薦についての意見、幸田町固定資産評価委員会委員の選任など人事案件3件、報告議案1件、単行議案2件、補正予算8件、決算認定9件、合わせて23件でございます。特に決算は、平成23年度予算がどう活用されたか、1年間の行政運営の総括でありまして、次年度以降の参考となる極めて重要なものばかりでございます。全議案とも慎重かつ円滑に御審議の上、可決・承認賜りますよう、まずもってお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、どなたの質問も今後の町政推進上、時宜を得た重要な質問ばかりでございまして、真摯に受けとめて対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、2点ほどお礼と御報告を申し上げます。

1点目は、9月1日土曜日に幸田町総合防災訓練をいたしました。議員の皆様におかれましても参加いただき、大変ありがとうございました。

今回の訓練は、本会場だけでなく、地域の6小学校で地域の皆様方にも参加いただき訓練を実施するとともに、役場の全職員につきましても、徒歩や自転車による招集をかけるなど、より実際の状況にあわせた訓練といたしました。

また、先日、内閣府が公表いたしました南海トラフの巨大地震、マグニチュード9クラスの新しい推計により、想定死者の最大は32万人とされました。見直しにおける本町の震度は旧来の想定と変更なく、震度6強でございます。今後も引き続き、減災への取

り組みを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

2点目は、音羽蒲郡道路の無料化についてでございます。

県の道路公社が運営します音羽蒲郡有料道路、通称三河湾オレンジロードでございますけれども、12月1日から無料化される見通しとなりました。今後、無料化に伴い、本町においても、さらに23号ともども、交通の利便性が増すことというふうに思っております。

以上、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成24年第3回幸田町議会定例会の開会は成立しました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前9時7分

○議長（池田久男君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前9時7分

○議長（池田久男君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木雅史君、5番 中根久治君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月3日から9月26日までの24日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月3日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査2件、5月分・6月分及び定期監査1件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に配付のとおり、陳情2件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第4号及び陳情第5号は文教福祉委員会に付託します。

次に、3常任委員会及び議会広報特別委員会の閉会中の活動状況は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告は終わります。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、報告第2号 財政健全化判断比率等についての報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、報告第2号 財政健全化判断比率等について、報告をさせていただきます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、監査委員の意見を付して報告をさせていただくものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず、1の健全化判断比率の四つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、黒字となりました。数値は計上されませんでしたので、お願いいたします。

次に、実施公債費比率は過去3年間の平均値であり、本年度は10.4%で、前年度比0.5%の減となり、早期健全化基準の25%を下回っています。将来の負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年同様、数値は計上されませんでした。

また、2の公営企業の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の3会計すべてにおいて黒字となり、数値が計上されませんでした。

この健全化判断比率の四つの指標のうち、数値が一つでも基準を上回りますと、早期健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町はすべて基準値以下でございます。

なお、各比率の明細につきましては、議案関係資料1ページから4ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） これをもって、報告は終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時12分

○議長（池田久男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、第36号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、第37号議案 教育委員会委員の任命について、第38号議案 相見駅自由通路整備の工事費精算について、以上4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書にお戻りいただきまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書5ページをお願いいたします

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。任期は、平成25年1月1日から3年間でございます。

6ページをお願いいたします。

今回、平野郁孝委員、三浦敏男委員及び山田和代委員が、平成24年12月31日をもって任期満了となりますので、天野信行氏、三浦敏男氏及び山田和代氏の3名を推薦するものでございます。

まず、天野信行氏は、幸田町大字大草字寺西6番地、昭和27年3月20日生まれ、60歳でございます。

天野氏は大学を卒業後、大草の正楽寺の住職として現在に至っているわけですが、ハンセン病患者等の人権問題等に関心を持ち、交流会や講演会にも積極的に参加され、また、いじめ問題や女性の人権にも大変関心を持たれており、人格も高潔で人柄もよく、委員として活躍されるものと期待をいたしておりまして、また、推薦をするものでございます。

続きまして、三浦敏男氏は、幸田町大字深溝字西ノ入10番地、昭和18年12月15日生まれ、68歳でございます。

三浦氏は、引き続き3期目の推薦であります。愛知県人権擁護委員連合会において事務局長代理として精力的に活動され、本年6月には人権擁護委員中部連盟会長表彰を受賞されました。また、本町におきましても、青少年健全育成地域推進員や不登校対策評議会委員を初め、多くの団体委員を務められ、何事にも積極的に取り組まれており、人格も高潔で人柄もよく、引き続き委員としてお願いするものでございます。

続きまして、山田和代氏は、幸田町大字荻字荒子72番地1、昭和24年9月6日生まれ、62歳でございます。

山田氏におきましても、引き続き2期目の推薦であります。何事にも親身に、また、人権擁護委員において積極的に取り組まれ、人格も高潔で人柄もよく、引き続き委員としてお願いするものでございます。

なお、平野氏におきましては、平成6年から18年間、6期にわたり務めていただきました。

また、今回推薦する3名の任期は3年とするもので、平成27年3月31日までとするものでございます。

議案関係資料につきましては、5ページから11ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、議案書7ページをお願いいたします。

第36号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

原田隆委員が平成24年12月31日で任期満了になることに伴い、その後任の委員を選任する必要があるためでございます。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

小林常男氏、幸田町大字芦谷字幸田6番地、昭和11年5月11日生まれ、76歳を、地方税法第423条第3項の規定（市町村の住民で、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市町村町が選任する）によりまして、議会の同意を求めるとでございます。

任期は、平成25年1月1日から3年間でございます。

小林氏につきましては、昭和29年に高校を卒業された後、昭和30年4月から家業でありますタカハシ洋品店に入店され、現在も幸田駅前通りでお店を営んでおられます。平成元年及び平成6年には幸田町商工会の理事を務め、幸田区の区長も平成5年及び平成8年の二度務められております。

小林氏は、地域での信望も厚く、公正中立な判断ができ、商工会の理事及び区長として蓄積された経験と幅広い知識は、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において適任者と考えております。

議案関係資料につきましては、12ページから14ページを御参照いただきたいと思います。

次に、9ページをお願いいたします。

第37号議案 教育委員会委員の任命についてでございます。

柴田早苗委員及び鈴木好巳委員が平成24年9月30日で任期満了となるため、その後任の委員として大須賀勝之氏と杉浦未央氏のお二人の同意を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして意見を求めるものであります。

任期は、平成24年10月1日から4年間でございます。

大須賀勝之氏は、幸田町大字野場字城44番地1、昭和20年6月15日生まれの67歳でございます。

大須賀氏につきましては、大学卒業後、ワシノ機械株式会社に入社され、製造技術管理部門を中心に会社の中枢を担われ、その間、中国上海等の海外現地法人への赴任など海外情勢にも精通するなど、多様な経験を積まれており、こうした経験と、高潔にして温厚なお人柄は、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方であり、また、適任者であるというふうに考えております。

杉浦未央氏は、幸田町大字菱池字欠間51番地10、昭和42年5月10日生まれの45歳でござ

ございます。保護者の代表としての選任の同意を求めるものであります。2児の母親として町内の小中学校でお子さんを育てられ、その傍ら、家庭教育学級委員長として、また、PTA役員として献身的に活動されるなど、地域の教育に深い理解をいただいております。保護者の視点から、町の教育行政の推進に御尽力いただける方であるとお見受けし、適任者であると考えます。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

第38号議案 相見駅自由通路整備の工事費精算についてでございます。

相見駅自由通路の工事完了に伴い、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、相見駅自由通路の工事費精算の承認に伴い、必要があるからであります。12ページをごらんいただきたいと思います。

協定の目的は、自由通路施設及び水路施設。

工事の場所は、額田郡幸田町大字菱池及び高力地内。

協定金額については11億145万円。精算金額は8億6,460万3,452円で、協定の相手方は、愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号、東海旅客鉄道株式会社建設工事部長渡邊 清氏であります。

相見駅につきましては、平成20年10月17日にJRと基本協定を締結。同年12月24日に総額45億8,745万円、うち自由通路部分11億145万円。事業期間は、平成24年9月30日までとする工事協定を締結し、本年3月17日に開業したところでございます。

今回、平成24年度の工事も完了し、自由通路分8億6,460万3,452円、駅舎及び関連施設分28億4,015万7,465円、全体で37億476万917円で、当初協定額との比較では、8億8,268万9,083円の減額となったものであります。

なお、本年度分の工事費は概算払いで2億3,800万円を支払い済みで、本年度精算額との差額241万6,225円が戻入される見込みであります。JRからは過日8月23日付で精算額が示され、9月5日までに承認をいただきたいと思いますとの依頼を受けているところでございます。このため、本議案につきましては、まことに異例ではありますが、本日の即決をお願い申し上げますので、よろしく御理解を願いたいと存じます。

以上、4件について提案理由の説明をさせていただきました。御審議の上、可決・承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時58分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる

答弁をお願いいたします。

まず、諮問第1号について、質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 人権擁護委員会委員の選任という形ですが、昨年1年間、いわゆる年度でいけば23年度、この人権擁護委員会に訴えのあった案件はあるのかどうなのか。あったとした場合、その内容と事故の対処、対策はどういうふうにとられたのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） そのような案件はございませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 多分そうであろうと。ということは、住民の中に人権にかかわる侵害行為、あるいは人権擁護委員会に訴えがあって当たり前のような事例はなかったということですね。実態は、住民は、いわれなき中傷や誹謗、攻撃で随分悩んでおられる方はたくさんいる。だけれども、人権擁護委員会という委員に、あるいは民生委員にそういう訴えが寄せられない。それはどこに原因があるのか。どういうふうにお考えですか。取り上げた件数はない、訴えられた件数がないと。だから、我が町は平穏無事であると、こういう感覚ですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 人権擁護の相談は定例的に行っておりますので、これに対する御相談のほうは当然あったわけでございますが、その内容につきましてはこちらのほうには入ってきませんので、どのような内容があったかというのは把握しておりませんが、相談自体はありますので、その人権擁護委員がその人権を保護する重要な職責を担っているということは町民の方にある程度は知れ渡っていると判断しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 取り上げたものはないが、個々の人権擁護委員のほうには相談があり、あるいは委員会として相談があったことについてどういう取り上げ方をしたのか、こういう問題があるのですよね。そこら辺はどうなのですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） それより上の御相談になりますと、当然、これは法務局のほうに上がっていく案件でありますので、法務局のほうに上がった案件のあるものは、これは私どもも把握しておりますが、それについても件数としてはわずかなものと判断しております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 本来なら人権擁護委員も、あるいは民生委員も住民にとって一番身近な人。そういう人にいろいろな相談をする、苦しみがあったときには解決方法を含めた相談をする、これが一般的な感覚。しかし、民生委員にも、あるいは人権擁護委員にも具体的に相談があったときにどう対処していくのかということについて、住民の感覚はどこにあるのか。身近な人にプライバシーにかかわる問題を相談したら、本当にその

プライバシーが守られて、人権擁護委員として人権が擁護されるような活動がされているかどうか。そういうものに全幅の信頼を住民が置いているのかどうなのか。置いていないですよ。つい最近もそうです。西部のほうですよ。西部のほうで、ある人が身近な人からいわれなき中傷、誹謗を随分受けて、「私は女房ともども自殺をしたい。こんなつらい思いをしてはどうにもならない」という形であって、「幸田町に人権擁護委員の方がみえるけれども」と言ったら、「そんなものは絶対やらない」と。なぜか。行ったらずぐ放送局。いわれなきことまでぱっぱ、ぱっぱと言われてしまう。「あそのうちはね」と。まさに人権侵害を受けた人間が、さらにまた、そういう職にある人から侵害を受ける。

そういう思いを持つ人が県の事務所のほうに電話をかけた相談をされた。県はどう対応されたか。「人の口には戸はたちませんよ」と。それはそうでしょう。そういう対応ですよ。「人の口には戸はたちませんから」と。「それでは何なの。じっと耐えて忍べということか」と言ったら、「そうです」という回答ですよ。それが行政の実態ですよ。組織として法務大臣の委嘱を受けて、人権擁護委員会の委員があつて、それぞれの市町村に全部擁護委員会がある。そこが本来の人権を守るための組織として、役割として、活動として頑張って、住民の全幅の信頼が置かれているのかといたら、みんな避けている。「だけれども、こんなことは許せない」という形で挙がってきている事例に対して、県のほうは、「それは人の口には戸は立たない」と。「どうするのか」と言ったら、「裁判を起こしてください」と言っているのです。そんなことができるのなら、何も相談はしないわけです。

したがって、私が申し上げたいのは、こういう形で議会の同意を求める。その案件で、その職務にふさわしい人をあなた方は選任して議会に提案されているというふうに私は受け取ります。また、そうであつてほしい。その人たちが、その職務にふさわしいような活動をし、住民の人権とプライバシーを守った、そういう全幅の信頼が置ける人、そういう活動をしていただきいと、そういうことを申し上げた。そうした内容も含めて、人権擁護委員会というのは定例的な会議もやられているようですから、そこら辺できちんと話がされるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 申しわけございませんが、議員御指摘の内容については、私どもは把握しておりませんでした。当然、そのようなことがあつては非常に問題でございますので、今後につきましては、情報の共有、また、会議等でそのようなお話もしていく必要があると考えております。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今人権委員の同意につきましては、先ほど伊藤議員がおっしゃったようないろいろな面につきましても、人格高潔で、地域の皆さんに奉仕をする、そういう方を今後とも選任していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、諮問第1号の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 率直に申し上げて、学区たらい回しの人事だと。学区たらい回しという表現が適切でなければ、学区をバランスよく人事で回していくよと、こういうことですよね。そのことによって、たまたま今度は荻谷学区の人が選ばれてきて、「あなたのところも大変な人になってしまいましたね」と、こういう思いを私は持っているわけです。

では、この固定資産評価審査委員会委員というのがどういう役割を果たしてきたかというのは、つい最近の事例で明らかでしょ。ハピネス・ヒルの一角に借地があって、その借地の固定資産評価額が余りにも低いから、固定資産審査委員会に不服を申し立てた。不服を申し立てたら審査委員会はどういう結論を出したか。不服の申し立てを却下した。どういう理由で却下したかといったら、行政当局がつくった作文をそのままコピーして、「審査委員会の結論でございます」と言って不服申し立てを却下した。「ばかなことを言うな」と言って裁判になって、地裁で幸田町が負けて、高裁でもころ負けした。その中心的な基盤をつくったのは、固定資産審査委員会が住民の行政不服を申し立てる機関で、その機関が審査をきちんとすると、本来の役割はそういうものです。残念ながら、そういうことにはなっていない。行政の審査庁のコピー機関にすぎない。この人がいいとか悪いとか言っているのではない。固定資産評価審査委員会というものが、行政の出した処分に対して不服申し立てを受けた。その不服申し立てについて、公正な判断で審査をするような仕組みと機関に本来は法はなっているわけです。法律はそうです。実態はどうですか。みんな、あなた方のいいようになる。コピーでありロボットと言ったら失礼にあたるかもしれない。しかし、実態はそうでしょう。違いますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の小林さんの選任につきましては、先ほど伊藤議員がおっしゃったように、地域の推薦というのが第一でございます。これは、今まで幸田町の歴史でもございますし、地域の融和を図っていく中で、地域から選任をしていただくというのが基本的な流れでございます。

町民会館の件をおっしゃったわけでありまして、非常に厳しい裁判の状況等々を審査いただく方になろうかと思えます。その状況下の中では、バックで弁護士も一緒に活動しながら、助言をいただきながら、いろいろな面につきまして進めているところでございます。小林さんにつきましても非常に人格の高潔な方でございますので、この3名の方と御一緒にやっていただけることと確信をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、小林さんがいいとか悪いということではなくて、そこに選ばれた、小林さんは大変なところに選ばれてしまったなど。行政庁の不始末を隠ぺいするイチジクの葉っぱの役割を果たしているのが審査委員会。そのメンバーの一人に学区たらい回しで選任されて、「御苦勞さまでございます」という気持ちです。しかし、実態は行政庁の不始末を隠ぺいし、行政庁のコピーの役割を果たしてい

るのが審査委員会の実態だということを申し上げた。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） また残念なお話でございます。私ども行政庁の不始末をこの審査委員会の皆さんにお願いしているわけではないわけございまして、法的に、例えば、今回の裁判でありましても、1件目、2件目と高裁までやったわけですけれども、これはすべて、やはり意見を十分に闘わせていただいて、その結果をどうしようかということでございますので、この審査委員会の委員の皆さんは、私どもの始末のためにいただくわけではないわけございまして、正式な一つの団体として、また、しっかり評価していただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長がそういうことを言われるなら申し上げる。行政不服審判で申し立て審判庁が出した結論、つまり、評価委員会が出した結論は、違法であると。地裁も、高裁も、これが判断でしょう。だから、その審査庁である審査委員会が出した結論に対して、決定が違法であるよという判決。その判決に対して一番の大もとは、不服審査申し立てに対して受理をした審査委員会が、「我のところは専門家ではないから、行政庁はどう考えているのだ」という形で、行政庁の言うがままになって、30日で結論で出さなければいけないのを170日も放っておいた。審査庁の判断でやればいいのですよ。何で30日で結論を出さずに審査庁が四の五の四の五の言って、へ理屈を回して170日にもなったのですか。地裁の判決で、「こんなものはいいい加減にきなさい」という判決ですよ。それは、審査庁の、つまり固定資産評価審査委員会が自主的な判断で30日以内に結論を出すよという法のもとで決められている内容を、結論を出さずに、あなた方が引っ張り回したわけです。引っ張り回したことに対して、副町長、あなたは何と言った。「私はその当時、担当の事務官でございました。30日の期限はわかっておりました。しかし、出そうと思っても、相手側から、あれを出せ、これを出せという資料要求がどんどん、どんどん出てきて、それで結論が延びました」と。それはあなた方の言い分です。審査庁はそんなことは関係ないのです。審査庁は、30日以内に結論を出してくださいよと言っていることに対して、あなた方が、そういうへ理屈は理屈をつけて、審査庁が自主的な判断ができないような仕組みに持っていつている。ですから、私が申し上げているのは、固定資産評価審査委員会というのは、行政庁の不始末をコピーして隠ぺいする組織ですよ。そこの委員になられる小林さん、大変御苦労さまでございますという思いを持っていますよということなのです。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大分横道にそれていったわけでありましてけれども、小林さんはそんなつもりで私と面談させていただきました。「誠心誠意努力します」ということでおっしゃっております。そのような、何か横道に入ってしまうような話は一切ございませんでして、先ほどの30日が170日、この件につきましても、実態は私も承知しておりますけれども、本人からの資料提出、どんどん延ばして、最終的に裁判になったときにそこを追及されたわけでありましてけれども、そこは以前、副町長が言ったとおりでございまして、その辺を御理解いただいて、今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにごいませんか。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 固定資産評価審査委員会の果たす役割は大変でございます。先ほどの議論からも御承知のように、今回、訴訟という形の中で幸田町が敗訴するという、こういう結果になったわけでありまして、よりこの審査会の専門性というものが求められるのではないか、また、同時に毅然とした態度が求められるものではないかというふうに痛切したわけでございます。そうした点におきまして、この専門性や、それから、学識経験、こういう点につきまして、幸田町の選任についてはどのような基準があるのか、また同時に、先ほどの提案の中でも言われましたように、地域での信望が厚い、地域の推薦が第一、こういうことから選任をしていくとなれば、この専門性というものについては相矛盾するのではなからうかという思いがあるわけでありますけれども、その点についてはいかがかということであります。

また同時に、年齢ではかるものではございませんけれども、一応の目安として、提案する側としては、やはり年齢も考慮する必要があるのではなからうかなというふうに思うわけであります。ある一定の基準というものも設けながら、適切に判断をしていく判断能力も求められてくるわけでございますので、そうしたものについての基準というものもきちんとしていくべきではなからうかと思うわけでありますが、いかかでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 専門性、先ほども私が申し上げたとおり、今までの幸田町のスムーズな行政を進める上の地域的なものを出していただいたという形で、今回もそうした地域からの御推薦をいただいたというものでございますけれども、確かに、その専門性につきましては、現3名の方につきましては、税理士さん1名、ほかの方は区長をやっていた方だとか、地域でいろいろ貢献されている方が委員になっているわけでありまして、その年齢要件まで触れられましたですけれども、何歳がいいかということにつきましては、私が今、何歳がいいということは申し上げることなく、さらに、この評価審査委員の皆さんが、審査委員会がスムーズにできるような方法をまた検討させていただいて、今後につなげていきたいなというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 固定資産にかかわっては、やはり住民と特に密接なかわりがある部分でございまして、そういう点からすれば、こうした専門的な判断基準が求められてくる、こういう場合におきましては、地域の融和だけではなく、この独立した機関としての住民の苦情や、あるいは申し立て等についてもより真剣に対応していく委員会であってほしいと思うのが切なる願いであります。そうした点からも、やはりここに学識経験というふうに求められているわけでありまして、そうしたものの基準として、地域での判断基準もはかっていく必要があるのではなからうかと思っております。その点について、区長経験者だけではなく、もう少し、そのような人選を求めていくべきではないかというふうに思うわけでありまして。

また、確かに年齢ではかるものではございませんけれども、しかしながら、ある一定の基準というものは設けていくべきではなからうかというふうに思います。3年間の任期を全うする、そういう点からも、これはやはり適切な判断力、そういうものも求められてくるわけでありまして、今回の提案された方をどうのこうの言うわけではございませんけれども、一定の基準というものも設けながらしていくべきではなからうかなというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 専門性等々、学識経験等いろいろ、今後さらに世の中も厳しくなっていてまいります。そういう状況下の中で、一度、この現委員さんの御意見も聞きながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） お二方の委員の選任という形で町長が提案をしている内容でありまして、このお二方の教育委員の選任にあたって、町長自身はお二方と直接面談をされましたか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 御両人とも私が直接面談をいたしておりまして、杉浦さんが7月23日、午後1時15分から2時の間に皆さんに来ていただきまして、お話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 直接お話をされたということで、自分の提案する内容に自信を深められたかなというふうに思うわけですが、そのお二方の話の中で、大津におけるいじめ事件、これが今、大きく問題にされて、全国津々浦々といっても過言ではないようないじめ事件の問題が出ております。そうしたときに、教育委員会あるいは教育委員がそういういじめの問題、いじめと体罰、あるいは不登校という形で話をごちゃごちゃにすると、本来的には筋の違う内容ということで、いじめ問題に絞っていきますが、いじめの関係でお二方の所見なり見識なりはお話の中で出されましたか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 大須賀さん、それから、杉浦さんにつきましても、いろいろ意見を聞かせていただきました。特に、教育委員として推薦された段階で、大変な重責を担ったということで、特に最近のいじめの問題等々、こういうものについては、コミュニティ不足ではないかとかいろいろな御意見をいただきました。教育委員会のやるべきこと、家庭でやるべきこと等々がしっかり守られればこういうこともなくなるであろうというような御意見もいただいております。非常に積極的な御意見をいただいていることを御報告いたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、お話の中で、教育委員会の役割、あるいは家庭の役割というものについてお話をされたということですが、そうした中で、今、問題視されている一つの根源的な問題が教育委員会の閉鎖性と。これは教育委員会に限らない、行政そのものは都合の悪いことは全部、口をぬぐって知らない顔をする。文書があっても知らない。こういうのは教育委員会に限らず、行政にかかわるところは全部そう。そうしたときに、後で問題が出たときにちよろちよろ、後出しじゃんけんではないけれども、後出しで資料がどんどん、どんどん出てくる。黙っていれば、いいように隠ぺいされて、子供が悪いのだ、親が悪いのだ、地域が悪いのだという形で隠ぺいされて、いわゆる自殺に追い込まれたという内容の根源的な問題がきちんと整理されてこない。そこに一つは行政を含めた教育委員会、そうしたところの隠ぺい体質、そうしたものはどのようにお考えなのか。

それともう一つは、教育委員会、あるいは行政の隠ぺい体質、そういうものをお二方はどういうふうに変革をしていく、改革という言葉で大上段に振りかぶるのではなくて、どういう形で教育委員会を住民に開かれた教育の場としていくのか、組織にしていくのか、こういうお話はされましたか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 教育委員会に関係することに深く立ち入りはできないわけでありましてけれども、総合調整でということで私から御答弁申し上げたいと思います。

隠ぺい体質ということをおっしゃったわけでありましてけれども、私は、町全体につきましても、職員のミスで印鑑登録で問題があったとか、そういうことはすぐに公に公表して、皆さんに周知いたし、これは新聞にプレス発表したり何かしてやっております。隠ぺいするようなつもりは一切ございません。教育委員会におきましても、そのような体質だろうというふうに思っております。

教育委員の中からお話がありまして、特に、現場重視で、ヒントは現場にあるということで、時間があれば顔を出していきたいということも教育委員の先生方はおっしゃっています。楽しみにしているところであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第38号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の相見駅及び自由通路整備についてのJRからの精算がなされたということをございまして、その提案でございます。先ほども町長から提案説明がありましたように、今回、当初の締結額からすれば8億8,027万3,000円の減額ということでございますけれども、この減額になった理由について、まず説明を求めたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この関係、今、8億8,000万円ということで削減額を申された

わけでございますが、当初、いろいろな当時の物価状況、こういったものの中を緩和いたしましたして、冒頭45億8,700万円の、これは自由通路、駅舎含めての金額でございますが、協定を締結いたしたところでございます。これはあくまでも予算ベースの話でございますして、その後、JRといたしましては、総合評価、プロポーザルによりまして業者選定、そして、通常の設計予定価格等で入札を行うといったような中で削減がされてきたということでございまして、そういった結果がこういった数字にあらわれたというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当初、この工事締結を結ぶときには、鋼材等の値上がりで、思ったよりも非常に高い駅舎建設になる、こういうような説明を受けてきたわけでございますけれども、この駅舎建設に当たって、より透明性ということで、さきに行われた総合開発特別委員会の中では、JRに対して、会計検査院の対象となっていることから、より透明性が求められたということで、そして、行政に対して適正なものをという指示をしてきた。その結果が、この8億円余にわたる減額になったのだよと、こういうことがあったわけでありましてけれども、その透明性ということについてどうだったか、町はどう把握しておられるか、その点についてもお聞きしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） こういった関係につきましては、入札関係、いろいろな部分で透明性が求められるのは、今、議員がおっしゃられるとおりでございます。こういったことから、国のほうといたしましても、JRのこういった新駅につきましては、一般的には請願駅といったような形で工事が進められるということでございます。そうした中で、自由通路などは町のそれぞれ自治体の負担ということで行われる以上、一定の透明性というものも確保されなければならない。これは、当然入札関係についても、適正に行われて金額が出されるといったような形での透明性ということでございます。

個々の細かい点につきましてはJRの中身の内部的な守秘的な部分もございますので、すべてがということにはいかないかと思っておりますが、契約面とかそういった部分での透明性というものは確保されているというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当初協定額の45億8,745万円という金額に対して、これはあくまでも予算額であり、そして、最終的な37億476万917円は予定価に基づくものであったよということを言われましたけれども、しかしながら、総合開発特別委員会の中では、JRに対して国からも指示があったと。こういうことによって、より透明性が求められて、そして減額になったと考えられるということも言われたわけでありまして、先ほどの説明を聞いておりますとそれがよくわからないわけでありまして、関連資料の中でも、この工事精算額調書内訳、これを見ても私どもはなかなかわからない。ですから、そういう点からすれば、JRの思うがままの駅舎づくりだったのではないかというように思うわけでありましてけれども、その辺は、より透明性が求められるということならば、どう町として、この結果、37億円という金額を判断されたかという点について、再度答弁を求めるものであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 透明性という再度の御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたように、やはりJR社内におきます一定の守秘的な部分が当然でございます。すべての部分を開示ということはなかなか難しい部分があるかと思えます。ただ、国としては、先ほどこれも申し上げましたですけれども、請願駅という中で一定の説明責任を求められるということの中で、JRに対しても透明性についての配慮を求めているということだというふうに理解をいたしているところでございます。

今回の45億円が37億円になったということでございますけれども、今、議員おっしゃられましたように、当初、やはりリーマンショックなどによりまして、鋼材等の非常に値上がりがあるという見込みがされておりました。この金額がたしか6億円ぐらいだというような話だったと思えますけれども、そうしますと、この部分についての見通しが甘かったと言われればそれまでかもしれませんが、これを例えば引いても、あと2億円ということになるわけでございまして、そういった部分が、単純に見れば、入札の関係による請負残といったような形での差になってきているのかなというようなこと思うところでございます。よろしくお願いいたしたいと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 思うわけでは納得がいかないわけでありまして、この当初協定額について、住民の合意がないまま見切り発車で実施をしてきたわけでありましてね。その財政が大変厳しい中で、住民には我慢を押しつけながら駅舎建設を進めてきたわけでありまして、そういう点からすれば、過去4年間にわたる住民の負担というものもあるわけでございます。適正な予算把握、そういう点での町の指摘がきちんと生かされなかった。そして、リーマンショックでの鋼材の高騰ということを理由にした豪華駅舎の建設ということに突き進んできたのではなかろうかというふうに思うわけでありましてけれども、その点についてはいかがかというものであります。しかも、自由通路や駅舎の建設についても、幸田町の意見や住民の声というものも反映されないで突き進んできた結果ではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

また、数年前に建設をされた駅舎と比較をしても、鋼材等の値上がりということで非常に高い金額が示されてきたわけですがけれども、しかしながら、この駅舎が結果的にはほかの類似の駅舎としても15億円ぐらい高い駅舎になってきたということからしても、これは、どう透明性が図られたかという点でも不明であります。そうした点についていえば、やはりこの駅舎の建設というものについて言えば、もう少し住民に納得のいくものにすべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 住民合意というようなお話もあったわけですが、これまでの建設を進めるにあたりまして、住民懇談会など幅広く御意見等も伺ってまいって進めてきたところでございます。また、先ほど他の駅との関係ということで、ほかのところと比べるとかなり高いではないかというような御指摘でございますけれども、ほかの駅の状況個々によっても、その内容が異なってくるものですから、一概に比較ということは難しいかというふうには思えます。しかしながら、最近の例でいきますと、例え

ば、西大宮駅などの自由通路でいきますと、全体では37億円ぐらいの経費がかかっているようなことも伺っているところでございます。また、日立市の関係につきましては、こちらにつきましても大体そのぐらいの38億円から39億円、こういったような金額も示されているようなこともお聞きしているところでございます。金額的な部分、先ほど申し上げたように、規模、こういったものによって大きく変更があるかと思えます。いろいろなお考え方があろうかと思えますが、今回のこの私どもの相見駅の関係につきましては、こういった結果であったということでございますので、その辺、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、JRの決算に反映させるためとして、9月5日までにこの精算をしなければならない、こういう点から今回の初日での即決ということになったわけでありまして、これもやはり、9月30日までの工事協定ということからしても、これは先ほど町長も言われたように、全く異例のことであるわけでありまして。こうしたJRの横暴ぶりも町財政に対しての影響もあるわけでありまして。

そこで、この当初協定額の45億8,745万円、これが平成20年12月24日に締結したわけでありまして、それからすれば、鋼材等の値上がり、これは6億円と言われましたけれども、こういうものがだんだんと低下をしてきたということで、従来から言えば、本来見直しがされるわけでございますよね。ところが、こうした見直しもされずに、4年間かけて整備をし、そして、縛りをかけてきた。こういうことからすれば、住民の我慢というものが、住民要望というものが制限をされる。これは結果的に大きなものではなかろうかというふうにするわけですね。駅を建設するために、住民には、お金がないから我慢をなさいと。これだけかかるのですよと。こういうことを言いながら、結果的にはこのようになったと。では、今までの住民の我慢は何だったのかというふうになるわけでありまして、本来なら、工事費が安くなったら見直しをすべきではなかったのかというものであります。ここにも透明性が求められていないというふうになるわけでありまして、町としてはどのように対応してきたのかと。ただ締結金額よりも安くなるよ、安くなるよということは議会の中でも言われたわけでありまして、明確な答弁はされてこなかった。ここにJRの横暴さが目立つわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 協定を20年に締結をいたしまして、その後、この本年3月工事完了ということになったわけでございますが、この間、上限額として工事協定の金額については協定を締結させていただいたということございまして、その年度ごとにJRのほうの工事進捗、こういったものを勘案いたしまして、その予算というものが定められる。そして、年度ごとに精算もされてきたといったことで進めてきているわけでございます。先ほど申し上げましたように、本年度につきましては、また二百数十万円の戻入ということで精算を打たれるわけでございますが、その積み重ねというものが最終的にこういった金額になってくるということでございます。変更協定とか、そういったことが必要ではなかったのかということの御指摘でございますが、そのときの工事の進捗、

いろいろなそういった関係もございまして、こういった最終的な一括しての精算という形をとらせていただいたということでございます。その辺につきましては、できれば、そういった議員御指摘のような形がとれば一番よかったわけでございますが、工事の内容というものを踏まえますと、こういった対応でお願いするしかなかったということ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、JRに求められた透明性というのは、町としてはどう把握されたのでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の精算にあたりまして、私どもの企画課ですとか、都計課のほうの関係者ですとか、そういった関係者によりまして、その都度、検査的なものも実施をさせていただきまして、その状況というものを把握させていただいたということでございますので、確認としてはそういったような手法をとらせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございせんか。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） まず町長に答弁を求めますが、そもそもこの新駅及び自由通路の設置、これは新駅等という形でひっくり返して申し上げますが、この新駅等の住民合意というのは得られてきたと御理解をされているのかと言え、いると言いますよね。それは、行政を進めてきたのだから当たり前のことです。先ほど総務部長が、住民懇談会等と言われた。私も住民懇談会、自分の学区以外でも出まして、意見を言った住民が、そこにいたある人に、終わったら会場の外でつるし上げになった。「あなた、なぜあんなことを言うのか」と。こういうことがあった。

当時の近藤町長が、私のほうが、「住民合意が得られているのか」と言ったら、今、総務部長の言われた、「住民懇談会で十分話しております」と。そうしたときに、私が申しあげました。幸田町の皆さん、みんないい人ばかりで、心の丸い人だから、正面切って町長に、「そんな新駅なんかつくるな」ということは言いたくてもぐっと抑えて、表現の仕方は、「新駅もいけれども、幸田駅の整備のほうが先ではありませんか」と、こういう発言をされておられた方が懇談会の会場でたくさんおみえになりました

時の町長は、「だから住民はだれも反対していませんよ」と、こういう逆手にとった議論をされてきたのですよね。そうではないでしょう。幸田町に生まれ育って、幸田町の職員として飯を食い、町長になって、幸田町の町民感情や町民の意識というのはどこにあるのかというのはわかるわけです。正面切って、「あなたなどに」という人はいない。「これもいけれども、このほうが先ではないか」という住民の心情をつかんでいない。つかんでいないから、「正面切った反対はありませんし、住民の合意も得られております」と。こういう感覚で今まで突き進んできたわけです。町長、あなたもそういうことで片棒を担いできたお一方ですが、どういうお考えでしょう。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 近藤町長と私も副町長として御一緒にやってきましたので、同一な責任は持っているというふうに思っております。住民合意ということにつきましては、伊藤議員、随分前からずっとおっしゃっているわけでありませけれども、5次の総合計画の中に、3駅プラス1ということで大きく出しております。それで、地域の皆さん方にお話はいろいろなところで前町長もお話をされているということでございます。

住民合意を得ていないというのは終始、新しい駅前ビルができ上がるこの状況下においてもまだおっしゃっているわけでありませけれども、百年の計ができ上がって、3月17日から、もう動いているわけでありませ。草が生えているとかいろいろな御心配をいただいて、私のところにも話がございます。それは、今から10年先、20先を見たら、あの地域がどのような形に生まれ変わっているか、そのころ私どもは生きていないかもしれないですが、将来に幸田町が飛躍的に伸びていくための3駅プラス1の3駅の一つでございます。

今、伊藤議員が住民合意、住民合意とおっしゃいますけれども、今はあれができて、皆さんに御利用いただくのが、さらにこれが住民合意の一つではないかというように思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた一流のまぜっ返しの議論。「そもそも住民合意ができたか」と言えば、「がたがた言ってもできたではないか。上出来ではないか」と。46億円が37億円でできたのだから上出来論だと。あとは皆さんに利用していただいて、あと10年先、20年先、30年先、それを見てくださいよと。そういうのをまぜっ返しというのです。議論の核心に触れると自分がやけどするので、ここはさあっと話を横道、横道へ持っていく。あなたはそういうことに本当にたけた才能を持っている。真正面と向き合わない。

そういう形で時の町長の近藤町長と二人三脚で何をやってきたのか。リーマンショックで町の税収が落ち込むわけですね。20億円あった法人町民がわずかに2億円。そういうときになっても新駅に突っ走っていくと。こういう状況の中で、私どもは、経済状況が回復し、町の税収が回復するまで新駅設置を先送りしてくださいと、こういう請願署名に取り組みました。これは議会に提出するのではなくて町長に提出する請願署名。その取り組みをしているときに、近藤町長も、そしてあなたも、町長の意を受けて署名の妨害活動をしましたよね。役場に来た区長さんや各種団体の役員、あるいは顔見知りの人たちを町長室や副町長室に呼んで、「署名などに協力するな」と。あなたは地域に回って署名妨害活動をしてきた。これは、私は町長にも申し上げた。「そういうことを言うなら、あなた、何で住民合意が得られていると胸を張って言うのだ」と。住民合意が得られているなら、それに真っ向から反対する署名に取り組みでも、「どうぞ、やってくださいよ。どちらが正しいか検証できるではないか。頑張ってください」と言うのが当たり前です。それもせずにこそこそ、こそこそと署名の妨害活動をされてきた。それは事実経過としてお認めになりますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今思い出しましたですがけれども、深溝へ行った経験がございます。それはどういうことかといいますと、本当の真意が伝わっていないということを近藤町

長とも一緒にお話ししまして、現状、この駅をつくるにはどういふお金でこういうものができますよというお話を申し上げに行つたということでもあります。ですから、「本当のこの駅の財源というの、どこから出てどういふふうにしてこの駅ができますよ」といふことをお話に行つた経験が私はございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは語るに落ちるといふことです。近藤町長自身が議会や一般の人たちに説明するときには、「一般財源は限りなくゼロですから、皆さんに影響が及ぶことはありませんよ」と胸を張つて言つてゐるわけですよ。この中にも出てゐるわけでしょう。確かに一般財源は900万円です。1,000万円にいつてゐないわけですよ。そうしたときに、では起債は何ですか、基金は何ですか。起債は借金だ。借金はどうして返還する。それは一般財源で償還して行くわけでしょう。都市施設財政調整基金という貯金は、仕事もせぜにせぜ、せぜとため込んで、その上にさらに国から借金ができるということに借金した金を貯金のほうに回した。その支払いはどこからかといへば、一般財源ですよ。ごまかしをするために、目先の一般財源は限りなくゼロですよ。基金がありません。借金もあります。結果的には全部住民がしよい込んでゐる。結果的には住民が全部しよい込みながら、そのしよい込んだ内容については、住民の合意も得られておりませんよ。ですから、あなたの言われてゐる署名の内容は真意を語つてゐないと。それはさうでしょう。あなた方のお点前には、一般財源は限りなくゼロに近いなどといふことは書いてない。「借金も基金もみんなため込んで、将来の負担を抱えます。これだけ将来に負担のかかるものについて、住民の皆さんの合意を得てゐない新駅については、経済状況や税収が回復するまで先送りしましょうよ。皆さん、いかがですか」といふ署名をしたわけですよ。間違つてゐない。どこが間違つてゐるのですか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 借金といひますか、その基金を取り崩して、それを駅のほうに使ひますよといふことのお話をさせてゐておられますので、基金、以前からため込み、ため込みとおっしゃつてゐたのですけれども、やはり大きなものをやる場合には、どこかの家を建てる場合でも貯金をたくさんしておいて、それを崩して使うといふのが基本的な運営だろうといふふうにしてゐます。さういふことで、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かに、私どもはため込みについては常に批判をしてきた。しかし、あなたの言われる内容でいくと、ため込みは一般財源ではないよといふような発想で物を言われてはさうにもならない。大もとをただせば、一般財源、町民の納めた税金が基金といふ名前になつただけですよ。これは一般財源だといふことだけはきちんと押さえておきたいと思ひます。

それと同時に、先ほどもありましたように、豪華駅舎と同時に自由通路。この自由通路については、この理事者席の中で座つておられる人が具体的な内容を書いて、自由通路については、A・B・Cといふ3案をつくつた。A案が現在の陸屋根式で、「これが一番いい」と言つて、これにかかわつた議員がこの中に2人ゐる。「これが一番いい。

維持管理費が絶対安い。A案だ、A案」だと。B案というのは、壇上式というものです。ちっ、ちっ、ちっ、こうなっている。C案というのが、三ヶ根駅にあるようなこういう、いわゆる極めてシンプルなもの。こういう中で、時の町長は何と言ったか。階段式室ではいけない。ただ単なる階段があるような、そういうのではなくて、自由通路から周辺の美しい山並みが展望できるような、そういう展望台でなければならないと。

「お説のとおりだ」とアルミルーバーと400ミリメートル角の磁器タイルをべたべたと張ったものをみんないい、いいと言った。あそこと、ここと、ここがね。

そういう形で作られた自由通路です。まさに住民の合意ではないのです。町長が気に入った、周辺の美しい山々が自由通路から展望できるようにしたい。それを一生懸命バックアップした行政がアイストップ駅だと。アイストップとは何だというと、目にとまる駅と。階段室ではアイストップにならないと。遠くからも目にとまるような駅舎と自由通路ではなければいけないよと言って設計をつくった。通路については、JRの設計ではないのです。みんな町長がつくって、自分の気に入ったものをつくって、それを一生懸命カバーして、行政の担当者が一生懸命知恵を出して、その知恵を議員が、「よっしゃ、よっしゃ」と言ってやったわけです。その結果ですよ。ましてや陸屋根式の形で天井が高いと。天井が高いからつりバトンをやれと。つりバトンというのはつり看板のことです。つり看板で有料広告がとれるから新たな財源ができると。つり看板はありますか、有料のつり看板。そうやって、ちまちま、ちまちましたことをやって、今の自由通路ができた。やはり経過はきちんと押さえておかなければいけない。上出来論で、これからの問題だというのはまた違う次元の話。こういう形で住民の合意も得ずに、時の町長の気に入ったような豪華駅舎をつくり、それをよしよし、よしよしと言って議員が、議会がみんな押し進めてきたのだ。

そうしたときに、先ほどの指摘もあったように、リーマンショックでそのときとあわせて駅舎の財政計画をつくったわけです。当時52億円ですよ。リーマンショックで原油高、鋼材不足。これが一気に上がって、52億円で試算をして、半年後が若干下がって、それで46億円で協定を結んで、結果的に37億円。「上出来だ、上出来だ」と。そんな上出来論の大合唱はどうにもならない。

私がお聞きするのは、こういう経過の中で、住民の犠牲はどういうふうに進められてきたのか。それは小学校、中学校の修学旅行の報償費。みんな削ってしまったではないですか。部活動の費用も保護者に全部回したではないですか。学校安全会、今は安全会とはいいいませんが、学校安全会の負担は全部幸田町が負担していたのが、これは相互に負担しなければいけないと行って、それも半額に切ってしまった。町長も今言われた。

「いろいろあったかもしれないけれども、もう駅ができてしまったではないか。10年後、20年後を楽しみに」という、そういう選択肢でいくなれば、では、新駅を強行したときに、保護者負担がどんどん強められてきた。それは、駅ができたから、少なくとも回復すべきです。小学校、中学校の修学旅行報償費。部活動の関係は300万円も切った。

当時の町長も、ぱあーっと突っ走って行って慌てて切ったけれどもだめだったのが中学生の海外派遣。これも、「しまった」と言ったけれども、もうずっと回るところへ行ってしまったから1年だけ我慢してくれと。また復活したではないですか。自分の得手

物の行政はどんどん復活するけれども、駅ができてから、住民や子供たちを犠牲にするようなことは顧みない。町長、それはどうされるのですか。これは回復すべきなのです。「上出来だ、上出来だ」と言われるなら、上出来をきちんと裏づけるものは、少なくとも行政水準を引き下げて住民の負担を強められた、その項目については、それはやはり早晩回復させるべきではないでしょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この駅のために住民が犠牲だということをおっしゃるわけですが、その犠牲が修学旅行の費用減とかいろいろおっしゃるわけでありまして、逆に修学旅行につきましても、近隣市町村が負担しているところはどこもない状況の中で、今回は減額をさせていただいたような状況がございます。そういう説明で今まで私も来ているかと思えます。

それ以外に、先ほども、今までもいろいろおっしゃって、三千何百万円もため込んだのだというお話の中で、私は小学校の扇風機、そういうものにすべて、全体で四、五千万円になりますか、もっとなるのか忘れましてはすけれども、そういう意味で、減額したのについて、あえて学校の全体教育に対してお金を使ってきているつもりでございます。この辺につきましても、教育委員会とよく調整をして考えたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） またも話のねじがえをされる。近隣市町に保護者の負担金を軽減するための修学旅行費報償費というのは、確かに言われるとおり、ありませんよ。それでは、何もこの一、二年の間、幸田町がずっとよくやってきた、世間の人に誇れる住民負担軽減の施策、それがずっとやってきて、ある日突然、新駅が降ってわいたから、それは切りましょうよ。そのときに取ってつけた理由が、近隣市町にない報償費だと。自分たちの行政水準を引き下げてそうだと。その上にさらに、扇風機をつけたのではないかと。扇風機と報償費とはごちゃ混ぜにしない。報償費はずっと継続されてきていても、扇風機は時の要請としてつけますよ。では、例えばあなたは扇風機で5,000万円をつけたと。それだから報償費は半減しますわという選択をしますか。選択しないですよ。だから、それは復元をされるようにということで、先ほど町長は、教育委員会とよく調整してということですので、まさに、もうこれから予算編成期ということになりますので、教育委員会は町長の意図を十分組んで、それはこの際、復活しなければいけないということをおし上げておきます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） よく検討させていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定によりまして、委

員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長(池田久男君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、ただいま議題となっております4件について討論に入ります。

まず、反対討論の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番(丸山千代子君) 第38号議案 相見駅自由通路整備の工事精算について、反対の立場から討論をしてみたいです。

平成24年3月17日開業した相見駅については、平成19年3月1日の基本合意として、新駅等設置の計画協議推進に関する覚書を締結し、多くの住民合意のないまま見切り発車で強行してきたものであります。

リーマンショック以降、長引く経済不況の中で、町財政の急激な落ち込みで住民の負担増、財政負担になるとして、この時期につくるべきではない、先延ばしすべきと反対をしてきたものでもあります。平成20年12月24日の工事協定で、新駅設置費用として新駅約35億円、自由通路約11億円で、46億円を投じての計画でありました。その間の鋼材等の高騰があり、幾らになるのかわからないと言われる中で豪華な駅舎づくりしてきたものであります。平成24年9月30日の相見駅工期満了予定日が迫る中、8月23日に工事費の確定が示され、JRの9月決算に盛り込むために、9月5日までが精算の締め切りとJRが迫ってきたための精算額の提案であります。

総合開発特別委員協議会で支払済額と平成24年概算払いを含めて、新駅駅舎及び関連施設28億4,201万7,000円、自由通路8億6,516万円、合計37億717万7,000円で、当初計画より8億8,027万3,000円の減額になったと説明があり、精算額はこの額を上回ることではないとのことでありました。工事総額45億8,745万円に対して80.81%になったことは、JRが会計検査院の対象となり、鉄道事業者に透明性が求められたことによって、JRが業者に対して適正なものにと指示をしたからという町の説明であります。そもそもJRの駅舎建設に対しては町として口も出せず、言うがままのものであったということで明らかであります。

自由通路はガラス面を大きく取り入れ、遠望峰山などの山並みを展望できるもので、維持管理面からも大きな負担となることも予想できるなど豪華な構造であり、住民からは、「立派なものではなく、使いやすい駅でいい」という声が出るほどであります。

8月23日付で示されたこの相見駅整備に係る工事費等精算調書は、駅舎及び関連施設が28億4,015万7,465円、自由通路8億6,460万3,452円で、合計37億476万917円となりました。当初協定額45億8,745万円からは8億8,268万9,083円の減額となりました。透明性が求められると言われる中、工事費精算調書内訳が示されましたが、すべてJRの思うがまま進められてきたもので、新駅建設が町財政に与える影響は大きく、住民に犠牲と負担増を押しつけてきたものであると主張し、反対討論といたします。

[13番 丸山千代子君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

[14番 伊藤宗次君 登壇]

○14番（伊藤宗次君） 議案番号38 相見駅自由通路整備の工事費精算についてであります。

この議案は、そもそも住民合意を得る努力もせず、ひたすらしゃにむに新駅設置で突っ走り、リーマンショックによる経済不況と税収の大きな落ち込みを顧みることなく、新駅設置の強行による住民へのつけ回しを精算するという議案であります。

町税収入が93億5,000万円から74億3,000万円へと、19億2,000万円、79.5%の水準にと大きく落ち込み、住民負担と犠牲の押しつけ、さらには行政水準を引き下げることによって新駅設置を強行してきたものであります。リーマンショックと原油の高騰、鋼材の不足と高騰で新駅設置の財政計画は52億円を見込む一方で、住民の怒りと財政負担をごまかすために、一般財源の投入は限りなくゼロに近い、都市施設整備基金で大半を賄うなどと言いごまかしと住民をペテンにかける手法で突き進んできたものであります。

都市施設整備基金の原資は、町民が納めた税金を基金にため込んだものであります。さらに借金をして基金に積み立てをしてきたものでもございます。これらはすべて一般財源であります。この一般財源を住民の暮らしを守り、役立てて使うことをせずに、せっせとため込みを図る。そればかりか、小学生、中学生の修学旅行費保護者負担軽減の予算を削る、スポーツ振興センター共済負担金も保護者負担にする、部活動費も保護者負担にするなど、住民合意のない新駅設置を強行してきたものであります。

原油高騰と鋼材高騰がおさまりに、52億円計画が46億円経過になったことをとらえ、経費削減に努力をしたともっともらしく吹聴してきたものでもあります。住民合意を得る努力もせず、新駅設置の強行は、住民負担を増大させ行政水準を引き下げるばかりか、借金を山ほど積み上げる財政運営に、私どもは、経済状況が好転し、町の税収が回復するまでJR新駅設置の先送りを求める請願署名運動を提起し、住民意思を託し、暮らしと町の財政を守る町政をと全力を挙げて取り組んでまいりました。その経過の中で、住民の自由な意思表明を忌み嫌う近藤町長は、この署名運動を妨害するばかりか、町長の意を受けた当時の副町長の大須賀町長は、来庁する顔見知りの住民、または地域に出かけて区長や各種団体の役員を訪問し、請願署名に応じないようにと妨害行動をし、私は町長に、民主主義のイロハも心得ぬ卑劣な妨害行動だと糾弾し、町長もその妨害行為に

については事実の経過として認めてきたものでございます。

当初計画の46億円が37億円で精算できるから上出来だという上出来論、それは、住民合意を得ることなく強行してきた新駅設置を合理化することではないでしょうか。駅舎の28億4,000万円のうち20億4,762万円余りは、町民の税金をつぎ込んだ新駅を、住民合意を得ぬままJRにただでくれてやるものであります。自由通路は町長好みの陸屋根式で、周辺の山並みが眺望できるすばらしい通路だと一人悦に入り、議会はみんな、町長に右へ倣えで、アルミルーバーと400ミリメートルの磁器タイルなど、贅沢仕様にもろ手を挙げて賛成をしてきたのではありませんか。階段式のシンプルな自由通路でよしとする私どもの提起に振り向くこともせず、その結果が陸屋根式の年間維持管理費1,000万円であります。行政水準を引き下げ、保護者負担、住民負担増大を改めることもなく、今日までも継続をさせていることは、住民合意を得ない事業の実態を物語るものであります。

行政水準を回復させ、保護者負担の軽減、住民負担の軽減を図るべきであることを提起し、討論いたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） ほかに反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号は、原案どおり答申されました。

次に、第36号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第37号議案 教育委員会委員の任命について、原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、原案どおり同意されました。

次に、第38号議案 相見駅自由通路整備の工事費精算について、原案どおり決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第38号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（池田久男君） 日程第6、第39号議案から認定議案第9号までの18件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案1件、第39号から認定議案の第9号までの18件について、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、議案書13ページからお願いいたします。

第39号議案 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

まず、第1条の幸田町防災会議条例の改正概要であります。幸田町防災会議条例第2条に定める防災会議の所掌事務のうち、第2号に規定する災害が発生した場合の情報収集の所掌事務が、今回の災害対策基本法の改正により、地方災害対策本部の所掌事務とされたため、本規定を、「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する」旨の内容に改めるとともに、第3号を第4号に繰り下げ、所要の条文整理を行い、新たに第3号として、「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を加えるものであります。

また、幸田町防災会議条例第3条では、第7号を第8号に繰り下げ、新たに第7号として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する

者」を加えるものであります。

次に、第2条災害対策本部条例の一部改正では、災害対策の基本法の改正により、引用条項にずれが生じたことによる所要の整理でございます。

施行につきましては、公布の日からでございます。

議案関係資料は23ページから25ページを御参照いただきたいと存じます。

続きまして、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと存じます。

初めに、第40号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ6,799万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ133億799万1,000円とするものであります。

また、第2条地方債の補正につきましては、臨時財政対策債1億1,000万円の起債の借入れを取りやめることをお願いするものであります。

それでは、主な補正内容を説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

10款町税では、個人所得割におきましては、経済不況による低迷を見込んでおりましたが、若干の回復によりまして8,000万円を追加し、法人税割におきましては、過年度分の修正申告により1億6,000万円を追加するものであります。

また、固定資産税におきましては、賦課決定に基づき精査した土地分1,000万円、償却資産分1億2,000万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、33款の地方特例交付金につきましては、交付額の決定により、減収補てん特例交付金の減額をするものであります。

次に、55款の国庫支出金につきましては、東日本大震災における平成23年度に行った緊急消防援助隊の活動費負担金を新規計上するものであります。

次に、70款の寄附金につきましては、つどい作業所への社会福祉費寄附金を新規計上するものでございます。

10ページをお願いいたします。

次に、75款繰入金につきましては、土地取得特別会計からの繰入金と後期高齢者医療特別会計からの繰入金を追加し、財政調整基金からの繰入金の減額で全体の調整をするものでございます。

次に、80款繰越金につきましては、予算現額に対し3億3,227万円の超過となりましたので、その全額を追加するものであります。

次に、85款の諸収入につきましては、文化財発掘調査員負担金と地域の芸術環境づくり事業助成金を新規計上するものでございます。

次に、90款の町債につきましては、町税の増収により、臨時財政対策債1億1,000万円につきましては、起債の借入れを取りやめるものであります。

続きまして、歳出につきまして説明します。

12ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、15款の総務費につきましては、総務管理費におきまして、総合窓口設計委託料を新規計上し、本年度新設した企業立地課の事業を推進するために、企業立地マスタープラン策定委託料などを新規計上するものでございます。

次に、20款の民生費につきましては、社会福祉費におきまして、つどい作業所の窓ガラス補強工事費を新規計上するものでございます。

次に、25款の衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、前年度精算による疾病予防対策事業費補助金還付金を新規計上し、保健師の産休に伴い、非常勤の賃金等の追加をするものでございます。

14ページをお願いいたします。

35款の農林水産業費につきましては、農地費におきまして、農業集落排水事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

次に、45款の土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、舗装改良等工事費と生活道路整備工事費及び区画線等復旧工事費を追加するものであります。

また、都市計画費におきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金の減額をするものでございます。

次に、50款消防費につきましては、消防費におきまして、予防業務を初め、消防業務の増加により嘱託員報酬を新規計上するものでございます。

次は、16ページでございます。お願いいたします。

55款教育費につきましては、社会教育費におきまして、ハピネス・ヒル・幸田の用地測量委託料と文化振興協会への事務的交付金を新規計上するものでございます。

次に、4ページにお戻りいただきたいと思えます。

第2条の地方債補正でございますが、臨時財政対策債1億1,000万円につきまして、将来負担を少しでも抑制するため、取りやめるものでございます。

以上が、24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、第41号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5,120万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1億396万6,000円とするものでございます。

補正予算の説明書につきましては、26ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入につきましては、横落郷前の土地売却による土地売却収入1,815万6,000円の追加と、前年度繰越金3,305万3,000円を追加し、歳出につきましては、28ページのとおり、一般会計繰出金5,120万9,000円を追加し、調整いたしましたものであります。

次に、第42号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書31ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入歳出それぞれ2,260万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ30億2,530万9,000円とするものでございます。

補正予算の説明書38ページをお願いいたします。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては、40ページのとおりに、枯渇している財政調整基金積立金を歳入と同額追加し、調整いたしました。

続きまして、第43号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書43ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,983万7,000円とするものでございます。

補正予算の説明書50ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加のみであり、歳出につきましては、52ページのとおりに、一般会計繰出金を繰り入れると同額追加し、調整をいたしました。

続きまして、第44号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算（第1号）でございます。

補正予算書の55ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入歳出それぞれ1,000万6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ13億6,051万2,000円とするものでございます。

補正予算説明書62ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入につきましては、支払基金交付金と県負担金の過年度分の精算交付と介護給付費準備基金繰入金を減額しまして、前年度繰入金を追加するものでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書64ページをごらんいただきたいと思えますが、諸支出金では、過年度精算により国庫支出金等の返還金を追加し、介護給付費準備基金積立金の追加により、全体の調整をいたすものでございます。

続きまして、第45号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の67ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はございません。

補正予算説明書につきましては、70ページをごらんいただきたいと思えます。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。

続きまして、第46号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてでございます。

補正予算書の73ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入歳出それぞれ81万円を追加しまして、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,110万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書80ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入につきましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金の減額により、全体の調整をするものでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書の82ページをごらんいただきたいと思えますが、職員の人事異動により人件費を追加するものであります。

続きまして、第47号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

でございます。

補正予算書の85ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ6億2,411万9,000円とするものでございます。

補正予算の説明書92ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入につきましては、社会資本整備総合交付金と前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金の減額により、全体の調整をするものでございます。

歳出につきましては、補正予算説明書94ページをごらんいただきたいと思います。

岩堀土地区画整理地区の実施設計委託料を追加するものでございます。

以上、補正予算関係の提案理由の説明をさせていただきました。

それでは、次に、認定第1号から認定第9号までの決算認定について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法30条第4項の規定により、本議会の認定に付すものでございます。

一般会計から順次説明申し上げます。

別冊の平成23年度各会計決算書及び平成23年度決算に係る主要な施策の成果の説明書をごらんいただきたいと存じます。

それでは、まず、認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりでございます。よろしく願いいたします。

まず歳入。決算書の172ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算総額148億8,128万4,000円、歳出決算総額142億906万3,000円で、差引額6億7,222万1,000円となりました。平成23年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源が995万1,000円でありましたので、実質収支額につきましては6億6,227万円となっております。

決算額の増減の大きな費目につきまして説明させていただきます。

初めに歳入であります。決算書の18ページから67ページ並びに主要な施策の説明書の21ページからをごらんいただきたいと思います。

平成23年度の税込総額は76億5,637万5,000円で、前年度比2億2,475万6,000円、3%の増収となりました。

次に、10款町税では、町民税個人分はほぼ前年並みでありましたが、法人分につきましては、自動車関連企業を初めとする主要企業の業績の回復が見られ、前年度比3億7,309万7,000円、27.9%の増収となりました。町民税全体では27億8,007万9,000円で、前年度比3億9,166万7,000円、16.4%の増収となっております。

固定資産税につきましては、土地と家屋は、土地区画整理地内の開発が進み、前年度比7,079万8,000円、2.8%と増収となりました。償却資産分につきましては、設備投資の抑制から、前年度比2億9,292万2,000円、15.3%の減収となり、固定資産税全体では42億3,898万7,000円で、前年度比の2億2,212万4,000円、5%の減収となりました。

そのほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税につきましては、総額で6億

3,730万9,000円となり、5,521万3,000円の増収となりました。

次に、15款地方譲与税につきましては、1億4,598万2,000円で、ほぼ前年度並みとなりました。

20款利子割交付金から30款自動車取得税交付金までの各種交付金につきましては、景気低迷により回復せず、前年度並み、または減少傾向となりまして、交付額は総額で5億943万4,000円となり、前年度に比べ1,431万9,000円の減少となりました。

次に、33款の地方特例交付金につきましては、子ども手当分や住宅ローン減税分が増加したことにより1億1,025万3,000円となり、前年度に比べ17.6%の増となりました。

次に、35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税で、東日本大震災と住民基本台帳法改正に伴うシステム改修分により6,550万円が交付されました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、590万5,000円と、ほぼ前年度並みでございます。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金と老人保護施設入所に係る本人及び扶養義務者負担金が主なもので、1億8,589万9,000円で、ほぼ前年度並みとなりました。

次に、50款の使用料及び手数料につきましては、塵芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料が主なもので、2億4,205万1,000円で、塵芥処理手数料などの増加により、前年度に比べ7.4%の増となっております。

55款の国庫支出金につきましては、17億3,653万4,000円で、前年度比13.3%の増となりました。

主な要因といたしましては、子ども手当負担金や社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

次に、60款の県支出金につきましては、6億2,449万7,000円、9.4%の増となりました。

主な要因は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金や子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金事業補助金の増によるものでございます。

65款の財産収入につきましては、2,799万9,000円で、土地の貸し付け、基金の利子、不動産の売り払いが主なものでございます。

次に、70款の寄附金につきましては、131万8,000円で、文化振興事業等のための指定寄附採納分でございます。

75款の繰入金につきましては、16億9,865万3,000円で、前年度比225.5%の大幅な増加となりました。

その要因といたしましては、相見駅及び自由通路設置による都市施設整備基金からの繰り入れと、財源不足により財政調整基金からの繰り入れがあったためでございます。

次に、80款の繰越金につきましては、9億4,380万8,000円となり、前年度比2億1,409万8,000円の増となりました。

次に、85款の諸収入につきましては、預託回収金、保育所、小中学校の給食費実費徴収金などの他の費目に属さない収入金ではありますが、総額で4億7,207万6,000円となりまして、前年度比5.6%の増となりました。

最後に、90款町債につきましては、4億5,500万円で、2億6,800万円の減となりました。これは、新駅自由通路建設初め、新駅周辺開発、はしご自動車整備のための借り入れを行ったことによるものでございます。

大きく減少した理由は、22年度は不況の影響で財源不足になり、それを補うため臨時財政対策債4億6,700万円の借り入れを行いました。23年度は借り入れを行わなかったことによるものであります。

次に、歳出につきまして主なものを説明申し上げます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思っておりますので、主要な施策の成果の説明書14・15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で30億5,804万1,000円となりまして、5.7%の増でありました。これは議員共済組合給付費負担金や地方公務員共済組合負担金が増加したことによるものでございます。

扶助費につきましては、15億6,651万3,000円で、9%の増となりました。これは、子ども手当の制度改正等により増額となったことによるものでございます。

次に、公債費は11億9,926万4,000円で、8%の増となりました。これは、21年度に借り入れした減収補てん債13億円の償還が始まったことによるものでございます。

次に、物件費は20億8,175万4,000円で、7%の増となりました。これは、子宮頸がん、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種の増加や職員用パソコン購入費の増が主な要因でございます。

次に、維持補修費につきましては、2億1,324万4,000円で、6%の増、補助費等につきましては、13億7,649万9,000円で、2%の増となっております。

次に、積立金につきましては、2,407万1,000円で、87.2%の減となりました。本年度は利子分の積み立てのみとなったことによるものでございます。

次に、歳出に移ります。

普通建設事業につきましては、34億7,227万6,000円で、前年度比56.4%の増となっております。

主なものとしたしましては、国庫補助事業分として相見駅及び自由通路設置事業、相見駅周辺整備事業、はしご自動車整備事業を実施することができました。また、国庫補助事業以外の単独事業では、生活道路整備事業、坂崎野場1号線などの道路新設改良事業、保育園の空調設備設置事業や、学校施設整備といたしましては、中学校教室の扇風機の設置事業等を実施いたしております。

なお、平成23年度につきましては、永野橋の改良事業で995万1,000円を次年度繰越明許いたしております。

最後に、財政指標につきまして説明いたしたいと思っております。

主要な施策の成果の説明書18ページをごらんいただきたいと思います。

まず、単年度の財政力指数であります。法人町民税の減少により1.15から1.05となり、0.15ポイントの低下となり、経常収支比率につきましては、83.4%から92%となり、8.6ポイントの増加となりました。

この増となった要因といたしましては、分子であります経常経費充当一般財源のうち、

人件費や物件費が増加し、分母の一つである経常一般財源は税込増加で2億円程度増加しましたが、分母のもう一つである臨時財政対策債が22年度は4億6,700万円借り入れしましたが、23年度は借り入れしなかったため減少し、トータルの分母が減少したことが主な要因でございます。財政の硬直化が進行していることが数値にあらわれてまいりました。

公債費比率は10.9%から10.4%と、0.5ポイントの減少となりました。これは、主な分子であります公債費充当一般財源の幸田中央公園の償還が終了したことなどにより減少したことによるものでございます。

以上、一般会計の決算概要でございます。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、特別会計に移らせていただきます。

認定第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

決算書の175ページからでございます。

主要な施策の成果の説明をさせていただきます。

121ページからをござんいただきたいと思いますが、歳入決算総額1億1,026万9,000円、歳出決算総額7,721万6,000円で、差引額3,305万3,000円であります。

歳入につきましては、幸田駅前土地区画整理事業用地や幸田駅西第2駐車場拡張用地等の一般会計への売払収入1億371万9,000円が主なもので、そのほか菱地内の用地売り払いなどで前年対比48.3%の減でございます。

歳出につきましては、基金利子を土地開発基金へ繰り出し、一般会計への繰出金が主なものでございます。

次に、認定第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算書の195ページから242ページ、並びに主要な施策の成果の説明書につきましては、133ページからをござんいただきたいと存じます。

歳入決算総額29億3,763万4,000円、歳出決算総額28億6,503万4,000円で、差引額7,260万円でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税の8.6%の増や療養給付費等交付金、前期高齢者交付金の増により、歳入総額では8,649万5,000円、3%の増加となっております。

歳出につきましては、後期高齢者支援金前年度療養給付費等の負担金、返還金の増加によりまして、歳出総額では6,416万7,000円、2.3%の増加となりました。

なお、平成24年度3月末の加入世帯数は4,689世帯で、前年度より76世帯増加し、被保険者は8,890人で、前年度より70人の増加となっております。

次に、認定第4号 平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算書245ページから268ページ、並びに主要な施策の成果の説明書におきましては、149ページからをござんいただきたいと思っております。

歳入の決算総額2億4,100万5,000円、歳出決算総額は2億4,015万1,000円で、差引額85万4,000円となりました。

歳入の内訳は、保険料が1億8,796万7,000円、保険基盤安定繰入金が3,868万9,000円、広域連合受託事業収入が563万4,000円となりまして、歳入総額で前年度比250万9,000円、1.1%の増となっております。

歳出につきましては、一般事務費等の繰越費及び徴収費が730万5,000円、広域連合給付金2億2,640万3,000円、健康診査等保険事業575万3,000円などとなり、歳出総額で前年度比223万8,000円、0.9%の増となっております。

次に、認定第5号 平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の271ページから310ページ、並びに主要な施策の成果の説明書の157ページからをらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額12億2,255万4,000円、歳出決算総額が12億1,290万1,000円、差引額は965万3,000円となりました。

歳入の主な内訳は、第1号の被保険者保険料が2億8,111万1,000円、国・県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の総額が7億4,839万5,000円、前年度からの繰越金が2,500万8,000円、一般会計からの繰入金が1億6,357万1,000円となりまして、歳入総額で前年度対比828万7,000円、0.7%の減となっております。

歳出につきましては、介護給付費及び審査支払手数料全体で11億3,464万2,000円、要介護認定に係る経費として1,647万7,000円、一般管理費、賦課徴収事務を合わせ1,410万8,000円、地域支援事業費として2,438万6,000円、その他前年度精算分返還金1,131万1,000円などとなり、歳出総額で前年度比706万8,000円、0.6%の増となっております。

次に、認定第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書は313ページから332ページ、並びに主要な施策の成果の説明書が171ページからでございます。

歳入決算総額は5億5,911万4,000円、歳出決算総額5億5,269万6,000円で、差引額641万8,000円となりました。

歳入につきましては、主な内訳は、都市計画道路整備に係る国・県支出金が繰越明許費と事故繰り越し分を含め2億6,138万5,000円、一般会計からの繰入金が7,000万円、繰越金が繰越明許と事故繰り越し分を含め1,372万7,000円、町債が繰越明許分を含め1億2,100万円となり、歳入総額で前年度対比7,785万4,000円、16.2%の増となっております。

歳出につきましては、人件費を初めとする総務管理費として1,846万7,000円、工事費として2,062万9,000円、移転補償費等の土地区画整理事業費が繰越明許と事故繰り越し分を含め5億2,893万7,000円となり、歳出総額で前年度比8,516万3,000円、18.2%の増となりました。

次に、認定第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の335ページから354ページまで、並びにまた主要な施策の成果の説明書につきましては、179ページからをらんいただきたいと思っております。

歳入決算総額 3 億5,930万1,000円、歳出決算総額 3 億5,336万円で、差引額594万1,000円となりました。

歳入の主な内訳は、受益者分担金が695万3,000円、排水処理施設使用料が8,151万8,000円、繰越金が783万円、一般会計からの繰入金が 2 億6,300万円となり、歳入総額で前年度比4,036万2,000円、10.1%の減となっております。

歳出につきましては、職員 1 人分の人件費を初めとする総務管理費1,323万1,000円のほか、維持管理費として、処理場の施設管理、保守点検委託及び道路等の維持補修を行い 1 億6,646万5,000円、公債費は 1 億7,366万4,000円となりまして、歳出総額で前年度対比3,847万3,000円、9.8%の減となっております。

続きまして、認定第 8 号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算書の357ページから380ページまでをごらんいただきたいと思います。主要な施策の成果の説明書につきましては、187ページからでございます。

歳入決算総額が 6 億4,215万4,000円、歳出決算総額が 6 億3,276万4,000円、差引額930万円となりました。

歳入の主な内訳は、新規賦課区域がなかったため受益者負担金687万円で、前年度に対し3,166万円の減少、下水道使用料は使用料改定と新規接続増加によりまして 2 億427万1,000円で、2,335万8,000円の増加。国庫支出金は3,155万円で、545万円の減となり、一般会計からの繰入金は 3 億5,800万円で、3,100万円の増加。町債は3,050万円とし、歳入総額で前年度対比815万円、1.3%の減となりました。

歳出につきましては、職員 5 人分の人件費を初めとする総務管理費5,010万9,000円のほか、浄化センター利用に伴う汚水処理費負担金などの維持管理費が 1 億2,660万1,000円、公共下水道の建設事業費は区画整理事業区域内と周辺集落区域の整備となり、1 億2,507万1,000円、公債費は 3 億98万3,000円となりまして、歳出総額で前年対比667万3,000円、1 %の減となりました。

平成23年度末の整備事業は、単独公共下水道区域が整備済み面積134.5ヘクタール、管渠延長 4 万6,008.9メートル、流域関連公共下水道区域が整備済み面積430.1ヘクタール、管渠延長11万5,789.5メートルとなりました。

下水道普及率は68.7%となり、前年度末から0.2%の伸びとなっております。

次に、認定第 9 号であります。最後となりますけれども、平成23年度の幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、説明させていただきます。

決算書393ページから429ページ、並びに主要な施策の成果の説明書は215ページからごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出につきましては、営業収益など 6 億6,232万1,000円の収入に対し、営業費用など 6 億2,537万円を支出した結果、3,695万1,000円の収支差し引きとなりました。

なお、損益計算上の当期純利益は1,780万6,000円となり、前年度繰越利益剰余金を加え5,354万2,000円の未処分利益剰余金となりました。このうち、余剰金処分計算書案にお示ししたとおり、減債積立金に1,500万円を積み立て、残高3,854万2,000円を翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定をしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、工事費負担金収入等に対して、建設改良等を支出した結果、収支差し引き 4 億3,408万9,000円の不足となり、これは減債積立金、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、平成24年度第3回幸田町議会定例会に提案いたしました補正予算8件、決算認定9件につきましての提案理由の説明をさせていただきました。慎重審議の上、全議案可決・承認賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（池田久男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7

○議長（池田久男君） 日程第7、ここで、羽根渕保博監査委員から決算審査意見の御報告をお願いいたします。

監査委員、羽根渕保博君。

[監査委員 羽根渕保博君 登壇]

○監査委員（羽根渕保博君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

去る7月23日から8月3日まで、実質6日間にわたり行いました平成23年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成23年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計決算の審査にあたっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属資料、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、あわせて関係職員の説明を求め聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の18ページ、第6「むすび」に記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、その朗読をもって報告にかえさせていただきます。

第6 むすび

平成23年度幸田町一般会計・各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

平成23年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入209億5,331万円、歳出201億4,318万円で、前年度と比較し、歳入14億1,655万円（7.3%）、歳出16億6,506万円（9.0%）とおのおの増加となっている。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は8億1,013万円で、翌年度へ繰り越す財源の995万円を差し引いた実質収支は8億18万円の黒字、また、単年度収支にお

いては1億9,180万円の赤字となっている。

一般会計の歳入は、総額148億8,128万円で、前年度と比較し14億3,769万円の増加となっている。町税全体では76億5,638万円、前年度と比較し2億2,476万円（3.0%）の増加となった。町民税については、法人町民税が景気の若干の回復により前年度と比較し3億7,310万円の増となり、全体で3億9,167万円の増加となっている。固定資産税については、償却資産分において設備投資の減少で2億9,292万円の減となり、固定資産税全体では2億2,212万円の減収となっている。

町税以外で増加となった主な科目は、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰入金などである。中でも国庫支出金が2億361万円、繰入金が9億4,544万円の大幅な増加となっている。

増加の要因として、国庫支出金については、社会資本整備総合交付金、子ども手当負担金の増、県支出については、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別基金事業補助金の増、繰入金については、新駅設置事業に伴い、都市施設整備基金を繰り入れしたことと財政調整基金を繰り入れしたことによるものである。

一方、減少となった主な科目は、自動車取得税交付金、株式等譲渡所得割交付金、財産収入及び町債などであった。

一般会計の歳出は、総額142億906万円で、前年度と比較し17億928万円の増加となっている。

主な増減要因を歳出目的別に見ると、増加した費目は、相見駅設置事業や職員用パソコンの購入等により総務費で14億2,178万円の増、子ども手当、保育園空調設備設置等により民生費で1億5,427万円の増、はしご車の購入等により消防費で1億2,490万円の増などが主なものとなっている。

次に、減少した費目は、中央小学校体育館改築、荻谷・深溝小学校エレベーター棟改築などの減により教育費で3億3,727万円の減、財政調整基金積立金の減により諸支出金で8,103万円の減などが主なものとなっている。

特別会計全体では、歳入総額60億7,203万円、歳出総額59億3,412万円で、歳入2,114万円（0.3%）、歳出4,422万円（0.7%）とおのおの減少となっている。

土地取得特別会計は、歳入1億2,921万円（54.0%）、歳出1億5,572万円（66.9%）とおのおの減少となった。歳入では一般会計への用地売払収入が、歳出では一般会計への繰出金が主なものとなっている。

国民健康保険特別会計は、歳入8,649万円（3.0%）、歳出6,417万円（2.3%）とおのおの増加している。歳入では、税率の見直しにより、基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額（後期分）の所得割額を引き上げ、課税限度額はすべて法定限度額としたため、保険税が7,024万円の増加となった。歳出では、高齢者の医療費の伸びにより、後期高齢者支援金、介護納付金が増加となった。国保加入世帯は76世帯（1.7%）の増、被保険者は70人（0.8%）と増加している。

後期高齢者医療特別会計では、歳入251万円（1.1%）、歳出224万円（0.9%）とおのおの増加となった。

介護保険特別会計は、歳入12億2,255万円、歳出12億1,290万円で、前年並みとなっている。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、歳入7,785万円（16.2%）、歳出8,516万円（18.2%）とおのおの増加となった。区画整理事業の施行に伴う建物移転費の実施件数が増加したことが主な要因となっている。

農業集落排水特別会計は、歳入4,036万円（10.1%）、歳出3,847万円（9.8%）とおのおの減少となった。歳入では、使用料の改定により増加があったものの、新規加入者の減に伴い受益者分担金が減少となった。歳出では、処理場の機能増強事業終了が主な減少要因である。処理区域内の水洗化人口は1万273人、水洗化比率は96.2%、前年度に比べ0.1ポイントの増となっている。

下水道事業特別会計は、歳入815万円（1.3%）、歳出667万円（1.0%）とおのおの減少となった。歳入では、使用料の改定及び新規接続増加による増はあったものの、下水道受益者負担金の新規賦課区域がなかったことにより減となった。処理区域内の水洗化人口は2万2,214人、前年度より430人の増、水洗化率は86.1%で、前年度に比べ0.3ポイントの増となっている。これは水洗化人口、処理区域内人口がおのおの増加したことによるものである。

未収金については、一般会計、国民健康保険を初めとする5特別会計にわたり、国・県支出金を除く収入未済額の総額は5億116万円に達している。前年度と比較し、若干の減少が見られるものの、内容は複雑化してきているため、収入未済債権については、的確な管理を行い、厳正な処理を図るべく、きめ細かな取り組みが肝要である。

水道事業会計は、前年度と比較し、年間総配水量は8.5万立方メートル（1.9%）、年間総有収水量は2.3万立方メートル（0.6%）とそれぞれ増加している。総収支比率は102.9%（前年度103.7%）、営業収支比率は103.7%（前年度103.9%）となっている。供給単価は146円58銭、前年度146円27銭、給水原価は147円40銭、前年度146円73銭となり、総収益は0.3%増加し、総費用は1.1%の増加となり、最終純利益は455万円減の1,781万円となっている。引き続き、安定かつ良質な水の供給に向けた取り組みが必要である。

主要な財政指標の状況は、単年度財政力指数1.05（前年度比0.10ポイント減）、経常収支比率92.0%（前年度比8.6ポイント増）と大幅に悪化している。

実質収支比率は9.2%（前年度比1.7ポイント減）、公債費比率10.4%（前年度比0.5ポイント減）で、前年度と比較し若干の改善となったが、いまだ比較的高水準であり、厳しい状況であることを示しており、今後さらに努力していく必要がある。また、水道事業会計における経常収支比率は、前年度より0.8ポイント低下した。

以上を総括し、平成23年度は、町民税、軽自動車等増収があった反面、固定資産税における償却資産分の落ち込みが続いており、また、国及び県からの補助金や交付金についても不透明な状況下であり、財政運営上手腕を強く問われた決算であったと思われる。

昨年発生した東日本大震災やタイの洪水、また、円高、欧州債務危機等予断を許さない社会経済情勢ではあるが、情勢の変化と多様化する住民ニーズを的確にとらえ、「最少の経費で最大の効果を」という地方自治の原則を十分に認識し、効率的・効果的な事

務事業の執行を図り、住民サービスの向上、安全・安心なまちづくりに一層努められた
い。

平成24年8月3日

幸田町監査委員 羽根渕保博

幸田町監査委員 夏目 一成

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 羽根渕保博君 降壇〕

○議長（池田久男君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月5日水曜日午前9時から開きます。よろしく願いいたします。

ここで、1点御連絡申し上げます。

議会広報特別委員会を午後2時15分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は
御出席をお願いいたします。

以上であります。

御苦労さまでした。

散会 午後2時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年9月3日

議 長 池 田 久 男

議 員 鈴 木 雅 史

議 員 中 根 久 治